

# 介護サービス情報の公表制度について

## 1 介護サービス情報の公表の趣旨

- (1) この制度は、介護保険事業者が実際に提供しているサービスの状況などを県（情報公表センター）に報告し、その内容を専用のシステムによりWEB上で公表するものです。公表される情報により、利用者やその家族、ケアマネジャーなどが事業所の現況を比較検討し、その中から利用者（自分）に合った事業所を適切に選択することができるよう支援することが本制度の目的です。

介護保険法第115条の35（介護サービス情報の報告及び公表）における規定の概要

- 1 介護サービス事業者は、都道府県知事に厚生労働省令で定める情報を報告しなければならない。
- 2 都道府県知事は、当該報告を受理した後、その内容を公表しなければならない。

- (2) 事業者が知事に報告し、公表する情報は、基本情報と運営情報があります。基本情報は、職員の体制、サービス提供時間など基本的な事実情報で、運営情報は、介護サービスに関するマニュアルの有無、サービス提供内容の記録の有無など介護サービスに関する具体的な取組みの情報です。

## 2 公表の対象となる事業所

### (1) 公表の対象となるサービス

◇訪問介護 ◇訪問入浴介護 ◇介護予防訪問入浴介護 ◇訪問看護  
 ◇介護予防訪問看護 ◇訪問リハビリテーション ◇介護予防訪問リハビリテーション ◇通所介護 ◇地域密着型通所介護（療養通所介護含む）  
 ◇認知症対応型通所介護 ◇介護予防認知症対応型通所介護 ◇通所リハビリテーション ◇介護予防通所リハビリテーション ◇居宅介護支援 ◇介護老人福祉施設 ◇短期入所生活介護  
 ◇介護予防短期入所生活介護 ◇介護療養型医療施設（定員8人以下を除く） ◇介護医療院  
 ◇短期入所療養介護※1  
 ◇介護予防短期入所療養介護※1 ◇介護老人保健施設 ◇特定施設入居者生活介護※2  
 ◇介護予防特定施設入居者生活介護※2 ◇福祉用具貸与 ◇介護予防福祉用具貸与 ◇特定福祉用具販売 ◇特定介護予防福祉用具販売 ◇定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ◇夜間対応型訪問介護  
 ◇小規模多機能型居宅介護 ◇介護予防小規模多機能型居宅介護 ◇認知症対応型共同生活介護  
 ◇介護予防認知症対応型共同生活介護 ◇地域密着型特定施設入居者生活介護※2  
 ◇地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ◇複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）  
 ※1 療養病床以外の病床を有する診療所が行うものについては、公表の対象となりません。  
 ※2 有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅を含む）、軽費老人ホームに限ります。

- 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導、特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに限る）、介護予防支援については、公表の対象ではありません。

### (2) 公表の対象となる事業所の要件

上記(1)に掲げるサービスで、次のいずれかに該当する事業所が対象となります。

- ① 毎年4月1日（以下「計画の基準日」という。）時点で指定を受けており、前年度に介護報酬の支払いを受けた額（利用者の1割負担も含む）が100万円を超える事業所

- ② 計画の基準日以降に、新たに公表対象サービスの指定を受け、サービスを提供する事業所（ただし、2月2日から3月末日までの間に指定を受けた事業所は、当該年度の公表（報告）の対象とならず、翌年度の新規事業所扱いになります。）
- ③ 上記①、②のいずれにも該当しないが、任意で公表することを申し出た事業所

### （３）複数の事業所を運営している場合の取扱い

- ① 同一の法人が複数の事業所を運営している場合であっても、指定を受けた事業所毎に上記（２）の要件を満たすかどうかを判断し、事業所単位で公表します。この場合、次の３で説明する手数料についても、事業所毎に負担していただきます。
- ② ただし、同一の法人が、同一事業所又は同一の施設において、下記の「一体的な報告の対象となる介護サービス一覧」に掲げる組み合わせの複数の介護サービスを運営している場合については、いずれかのサービスが上記（２）の要件を満たすかどうかを判断し、一つでも要件を満たすものについては、その組み合わせ全てのサービスを報告しなければなりません。

#### 【一体的な報告の対象となる介護サービス一覧】

- ①訪問介護＋夜間対応型訪問介護 ②訪問入浴介護＋介護予防訪問入浴介護  
 ③訪問看護＋介護予防訪問看護＋療養通所介護 ④訪問リハビリテーション＋介護予防訪問リハビリテーション  
 ⑤福祉用具貸与＋介護予防福祉用具貸与＋特定福祉用具販売＋特定介護予防福祉用具販売  
 ⑥通所介護＋地域密着型通所介護＋認知症対応型通所介護＋介護予防認知症対応型通所介護  
 ⑦通所リハビリテーション＋療養通所介護＋介護予防通所リハビリテーション  
 ⑧特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）＋介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）＋地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム） ※外部サービス利用型含む  
 ⑨特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）＋介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）＋地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム） ※外部サービス利用型含む  
 ⑩特定施設入居者生活介護（サービス付き高齢者向け住宅）＋介護予防特定施設入居者生活介護（サービス付き高齢者向け住宅）＋地域密着型特定施設入居者生活介護（サービス付き高齢者向け住宅） ※外部サービス利用型含む  
 ⑪介護老人福祉施設＋地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護＋短期入所生活介護＋介護予防短期入所生活介護  
 ⑫介護老人保健施設＋短期入所療養介護（介護老人保健施設）＋介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）  
 ⑬介護療養型医療施設＋短期入所療養介護（介護療養型医療施設）＋介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設）  
 ⑭介護医療院＋短期入所療養介護（介護医療院）＋介護予防短期入所療養介護（介護医療院）  
 ⑮小規模多機能型居宅介護＋介護予防小規模多機能型居宅介護  
 ⑯認知症対応型生活共同介護＋介護予防認知症対応型生活共同生活介護  
 ⑰訪問介護＋定期巡回・随時対応型訪問介護看護＋介護予防訪問介護  
 ⑱定期巡回・随時対応型訪問介護看護＋夜間対応型訪問介護  
 ⑲訪問看護＋定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型に限る）＋介護予防訪問看護  
 ⑳訪問看護＋複合型サービス＋介護予防訪問看護  
 ㉑小規模多機能型居宅介護＋看護小規模多機能型居宅介護＋介護予防小規模多機能型居宅介護

### 3 事業者が負担する費用

情報を公表するための「公表手数料」をお支払いいただきます。手数料の額は、山形県手数料条例（平成12年3月山形県条例第8号）により定められています。

#### （１）手数料額（消費税非課税）

| 区 分   | 手数料     |
|-------|---------|
| 公表手数料 | 5, 500円 |

① 同一法人が、同一所在地において、前述の「一体的な報告の対象となる介護サービス一覧」に掲げる組み合わせで複数の介護サービスを運営している場合の公表手数料は、組み合わせ1件ごとに5, 500円です。

② 「同一所在地」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

ア 番地がまったく同じであること。

イ 番地が異なっても、隣接又は同一敷地内にあること。（ここでいう「同一敷地内」とは、公道を挟んで向かい側にある場合も「同一敷地内」とみなします。

なお、事業所との間に他の建物が存在する場合は、近くにあっても「同一敷地内」とはみなしません。）

ウ ただし、同一法人が、同一市町村内で、介護老人福祉施設と地域密着型介護老人福祉施設を密接な連携を確保しつつ運営している場合は、同一地番又は隣接等の関係になくとも、併せて1件とみなします。

#### （２）特別減額措置

同一法人が同一所在地で次の組み合わせの複数サービスを実施している場合、Bの併設サービスの公表手数料は3, 000円です。

| 本体サービス A     | 併設サービス B   | 備 考                    |
|--------------|------------|------------------------|
| 特定施設入居者生活介護  | 短期入所生活介護   | Bの利用定員がAの利用定員の1/6以下に限る |
| 介護老人保健施設     | 〃          |                        |
| 認知症対応型共同生活介護 | 認知症対応型通所介護 | BはAの共用型に限る             |

### 4 指定情報公表センター

指定情報公表センターとは、県に代わって公表などの計画の作成、事業者からの介護サービス情報（基本情報、運営情報）の報告の受理及び専用システム上での公表などの事務全体を管理運営する法人として、県が指定した機関です。

#### 【本制度に関する担当機関一覧】

◎山形県健康福祉部高齢者支援課 事業指導担当

所在地：山形市松波2-8-1 TEL:023-630-3359 FAX:023-630-3321

◆制度全般に関すること ◆手数料の額に関すること ◆年間計画に関すること

◆指定情報公表センターに関すること ◆その他（相談、苦情等）

山形県HPアドレス

<https://www.pref.yamagata.jp/090002/kenfuku/koreisha/kaigo/jigyosyayou2.html>

※ 上記ページから、事業者向けのページ「介護サービス事業所の方はこちらから」にアクセスしてください。報告に係る説明、手数料、年間計画などを掲載しています。

【指定情報公表センター】

◎特定非営利活動法人エール・フォーユー（指定期間：R3.4.1～R6.3.31）

所在地：山形市小白川町2-3-31 TEL:023-673-9033 FAX:023-673-9012

◆報告内容の入力方法や報告の仕方に関すること ◆手数料の納付に関すること

## 5 制度のしくみ及び手続き

### （１）年間計画の策定

- ① 県は、毎年、事業所毎に介護サービス情報の報告を行う月など、当該年度の年間計画（以下「年間計画」という。）を策定し、県のホームページにより公表します。
  - ② 県は、当該計画に規定される報告について、正当な理由があると認める場合には、年間計画を変更し又は報告を免除します。
- ※ 年間計画は、新規事業所の追加、報告対象事業所の休止・廃止、法人名・事業所名の変更等の関係で、原則として毎月更新（変更）されます。

### （２）報告の通知及び公表手数料の納付

- ① 報告月の前月中に、指定情報公表センターから事業所あてに報告等に関する通知を行います。
- ② 同時に、公表手数料の納付書についても送付します。

### （３）専用のホームページによる公表

事業所から報告のあった情報について、原則として報告月の翌月に、専用のページで公表します。

【(全国) 介護サービス情報の公表専用ホームページアドレス】

<http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>

※ 山形県ホームページからもアクセス可能です。

山形県ホームページ 》 組織で探す 》 健康福祉部 》 高齢者支援課 》 事業指導担当 》 介護サービス情報の公表制度について 》 「介護サービス事業所を検索したい方はこちらから」 をクリック

## 6 新たにサービスを提供しようとする新規事業所の手続き等

- （１）報告すべき内容は、基本情報のみとなります。
- （２）報告に関する通知、手数料納付に関する通知については、指定情報公表センターから送付します。
- （３）指定年度において支払いを受けた介護報酬の額が100万円を超えない場合は、翌年度の公表等の義務はなく、年間計画には含まれません。この場合、指定年度に報告した基本情報項目については、引き続き公表されます。
- （４）既に、当該年度の年間計画に「一体的な報告の対象となる介護サービス一覧」の組み合わせとなる他のサービスがあり、既に公表済みの場合は、基本情報のみ報告いただき、公表手数料を納付いただく必要はありません。（例：訪問入浴介護のみ先に指定を受け、公表済の事業者が、後日介護予防訪問入浴介護の新規指定を受けた場合、基本情報のみの報告で可。）
- （５）法人名が変更された場合は、指定上の取扱いが「新規」「廃止」となりますが、公表制度上は、法人名が変更されたとしても、事業内容に変更がない場合は、引き続き公表の対象事業所として取り扱います。

## 7 休止している事業所の手続き等

計画の基準日現在において事業を休止している事業所は、5月末日までに作成される年間計画には含まれません。なお、休止事業所の公表に係る基本的な取扱いは、次のとおりです。

- (1) 前年度の介護報酬受領額が100万円以下の事業所が計画の基準日に休止中の場合、当該年度中に事業を再開しても、当該年度の報告・公表の対象にはなりません。
- (2) 前年度の介護報酬受領額が100万円を超える事業所（以下「公表の対象事業所」）が計画の基準日に休止中であり、当該年度中に事業を再開する場合は、当該年度の報告・公表の対象になります。（ただし、事業の再開の日が2月2日以降の場合は、当該年度の報告・公表の対象にはなりません。）
- (3) 計画の基準日時点で事業を行っている公表の対象事業所が、年間計画に定められる「情報を報告すべき月」までに休止し、当該年度の2月1日までに事業を再開した場合は、当該年度の報告・公表の対象になり、2月2日から3月末日までの間に再開した場合又は当該年度中には再開しない場合は、当該年度の報告・公表の対象にはなりません。（介護サービス情報を報告（公表）した後に休止する場合は、関係ありません。）
- (4) 上記（2）、（3）の場合（計画の基準日に休止しているか、年度中に一度でも休止した事業所が当該年度の報告（公表）の対象になる場合）は、原則として、計画の最後（2月か3月）に位置付けたうえで、報告を行っていただくことになります。

## 8 公表の申し出を行う事業所の手続き

公表の対象とならない事業所が情報を公表したい場合は、指定情報公表センターに申し出ていただくことにより、可能とします。この申し出については、随時受け付けます。

## 9 報告（公表）内容の変更に係る手続き

介護サービス情報の公表制度により報告・公表された情報は、原則として、次に情報が更新される（次回の報告）までその内容は変わりません。

しかし、変更されたにもかかわらずそのままの情報を掲載し続けることの支障が大きい項目、例えば事業所名、事業者（法人）名、住所、電話番号、FAX番号等については、更新される前であっても内容を修正することができます。

基本情報報告内容変更申出書（県ホームページに様式を掲載）に必要な事項を記載のうえ、指定情報公表センターに提出してください。

なお、事業所名、事業者（法人）名、住所については、当該変更申出書を提出しなくても、県総合支庁（地域密着型サービス、居宅介護支援の場合は市町村）に当該項目の変更に係る変更届出書を提出することで事足りますので、当該変更申出書の提出は不要です。